

(一社)千葉県卓球連盟ホームページ広告掲載要綱を制定する。

(目的)

第1条 この告示は、(一社)千葉県卓球連盟が保有するホームページを広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業を実施することにより、民間事業者等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、(一社)千葉県卓球連盟の新たな財源を確保することを目的とする。

(広告媒体の種類等)

第2条 広告媒体の種類、規格、掲載位置、掲載期間及び掲載料等については、次のとおりとする。

- (1) 種類 (一社)千葉県卓球連盟ホームページ
- (2) 規格 千葉県卓球連盟指定
- (3) 掲載位置 ホームページ内「スポンサー/協力団体のページ」
- (4) 掲載期間 1カ月単位で最大12カ月間(最大1年間、ただし延長可能)
- (5) 掲載料 1カ月3千円 (年間一括場合は3万円)
- (6) 掲載料の納付時期 一括前払制

(広告掲載の募集)

第3条 広告掲載を希望する者の募集は(一社)千葉県卓球連盟ホームページ等により公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を明記等し、(一社)千葉県卓球連盟会長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第5条 (一社)千葉県卓球連盟会長は、前条の規定により申込書を受理したときは、事務局等における内容確認を経た後、掲載の可否を決定し、広告掲載許可等決定通知書(様式第2号)により広告掲載希望者に通知するものとする。

- 2 (一社)千葉県卓球連盟会長は、前項の規定による広告掲載許可等決定通知をするに当たり、広告掲載希望者に対して、広告掲載に関する条件を付することができる。
- 3 (一社)千葉県卓球連盟会長は、前第1項の規定により掲載の可否を決定しても、なお広告掲載の申込件数が広告の募集件数を超えるときは、抽選により広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第6条 広告掲載が決定された広告希望者(以下「広告主」という。)は、定められた期日までに、(一社)千葉県卓球連盟の指定した方法により、広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第7条 広告主が既に納付した広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により、広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

- 2 (一社)千葉県卓球連盟会長は、前項ただし書の規定により、広告掲載料を還付するときは、広告主と協議の上、還付する金額を決定するものとする。

(広告掲載の中止等)

第8条 (一社)千葉県卓球連盟会長は、第5条第1項の規定に基づく広告掲載許可等決定通知後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

- (2) 指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主が（一社）千葉県卓球連盟の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) 広告主の倒産、破産等により広告掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。
- (7) その他、（一社）千葉県卓球連盟会長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

（広告内容等の変更）

第9条 広告主は、広告掲載の申込み後及び広告掲載期間中に掲載内容等の変更を必要とする場合は（一社）千葉県卓球連盟と事前に協議するものとする。

（広告主等の責務）

第10条 掲載した広告に関する一切の責任は、広告主が負う。

- 2 第三者から、広告掲載に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等があったときは、広告主自らの責任で解決しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、（一社）千葉県卓球連盟会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。